令和８年度７月版

宮城県環境生活部廃棄物対策課
宮　城　県　各　保　健　所

# 宮城県特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請（事業範囲変更）のてびき

## Ⅰ　はじめに

・このてびきは、産業廃棄物収集運搬業の新規又は更新の許可申請用です。
・このてびきは、令和８年７月現在の法令に基づいたものです。法改正や環境省通知などにより、内容に変更が生ずる場合がありますので、申請手続きの前にはあらかじめご確認ください。
・申請に際しては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会の修了証の写しが必要になります。講習会の詳細は、本手引きのP. ３（備２）で御確認ください。

＜許可申請から許可証交付までの流れ＞

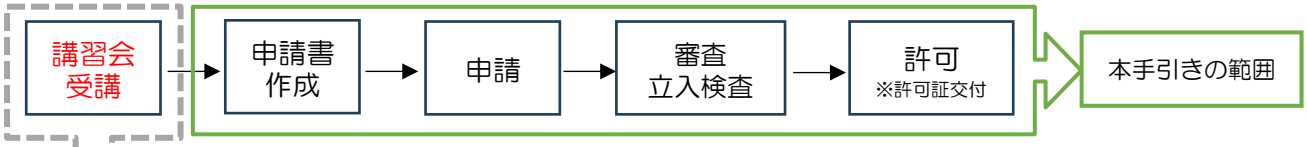


講習会日程やお申し込みについては、下記連絡先にお問合せ下さい。（県庁及び保健所では回答できません）

【実施機関】（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（https://www.jwnet.or.jp/index.html）
TEL：03-5275-7115　FAX：03-5275-7116

【受付機関】　(一社)宮城県産業資源循環協会（宮城会場のみ）（https://www.miyagisanpai.or.jp/）
宮城県仙台市青葉区木町通１－４－１５　仙台市交通局本局庁舎４Ｆ
TEL：022-290-3810　FAX：022-290-0381

## Ⅱ　申請書作成・申請の手続き

### １　申請書の作成

・下記（１）、（２）の書類一式２部及び（３）の申請手数料をご準備ください（提出用正本１部、申請者控え副本１部）。
・申請書及び添付書類は、廃棄物処理法で定められた様式を用いて下さい。様式や添付書類は、産業廃棄物収集運搬業　（宮城県公式ウェブサイト）からダウンロードできます。

（１）申請書類
廃棄物処理法施行規則**様式第十六号**

（２）添付書類（次ページのとおり）

（３）申請手数料（令和８年４月１日現在）

| | |
|---|---|
| 事業範囲変更許可申請 | 72,000 円 |

【納付方法】
申請手数料は、宮城県手数料セルフレジ又はみやぎ電子申請サービスで納付していただきます。
（参考）宮城県への手数料等の支払い方法
（https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kaishi/cashless.html.）

## ◎添付書類

<table>
<tr><th>添　付　書　類</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>1 事業計画の概要を記載した書類<br>（第１面）事業計画の概要<br>（第２面）運搬施設の概要等<br>（第３面）積替施設又は保管施設の概要<br>（第４面）収集運搬業務の具体的な計画<br>（第５面）環境保全措置の概要</td><td>新たな品目に関する部分のみ記載</td></tr>
<tr><td>2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図<br>（第６面）運搬車両の写真<br>（第７面）運搬容器の写真<br>■駐車場の見取図及び場内の配置図</td><td>新たな品目に関する部分のみ記載</td></tr>
<tr><td>3 申請者が事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類<br>■車両等の車検証の写し（船舶の場合は船舶国籍証明書、船舶検査証書の写し）<br>（車検証は、有効期間内かつ所有者・使用者の両方が記載されているもの<br>（所有権・使用権を有しない場合は、売買契約書等と賃貸契約書等の写し）<br>■事業場に係る土地の登記簿謄本<br>（所有権を有しない場合は、土地の登記簿謄本と賃貸契約書等の写し）</td><td>変更がない場合は省略可<br><br>備 1）参照</td></tr>
<tr><td>4 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類<br>■(公財)日本産業廃物処理振興センターが実施する産業廃棄物処分業に関する講習の修了証の写し（有効な受講者は以下のとおり）
<table>
<tr><td>法人</td><td>代表者もしくは業務担当役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者</td></tr>
<tr><td>個人</td><td>申請者本人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者</td></tr>
</table>
</td><td>備 2）参照</td></tr>
<tr><td>5 事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法を記載した書類<br>（第８面）事業の開始に要する資金の総額及び資金の調達方法</td><td></td></tr>
<tr><td>6 経理的基礎に関する書類
<table>
<tr><td>法人</td><td>(1)貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び株主資本等変動計算書（直前３年分）<br>(2)納税証明書（直前３年分） ※税務署長が発行する【法人税の納税証明書（その１）】</td></tr>
<tr><td>個人</td><td>(1)（第９面）資産に関する調書<br>(2)預金等の残高証明書又は通帳の写し<br>(3)直前３年分の納税証明書　※税務署長が発行する【所得税の納税証明書（その１）】</td></tr>
</table>
</td><td>備 3）参照<br>備 4）参照</td></tr>
<tr><td>7 申請者等に関する書類
<table>
<tr><td>法人</td><td>(1)定款又は寄付行為の写し<br>(2)登記事項証明書（履歴事項全部証明書）<br>(3)申請書の２～３面に記載した役員、株主等、政令使用人の以下の書類<br>ア)住民票（本籍の記載のあるもの（外国人の場合国籍））<br>イ)「登記されていないことの証明書」、又は医師の診断書等<br>ウ）当該出資者が法人である場合には、 上記の書類に代えて登記事項証明書（履歴事項全部証明書）<br>※会計監査法人は不要</td></tr>
<tr><td>個人</td><td>申請者及び申請書の３面に記載した使用人に関する以下の書類<br>ア)住民票（本籍の記載のあるもの（外国人の場合国籍））<br>イ)「登記されていないことの証明書」、又は医師の診断書等<br>※申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人について上記ア)、イ）の書類</td></tr>
</table>
</td><td>備 4）参照<br>備 5）参照<br>備 6）参照<br>備 7）参照</td></tr>
<tr><td>8 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面<br>（第１０面）誓約書</td><td>備 7）参照</td></tr>
<tr><td>9 申請内容に関して他の法令による規制がある場合は、当該規制に適合することを証する書類及び図</td><td></td></tr>
<tr><td>10 その他知事が必要と認める書類及び図面</td><td></td></tr>
</table>

注）・表中の「法人」とは申請者が法人の場合、「個人」とは申請者が個人事業主の場合です。

・公的機関から発行される証明書については、申請日時点で交付日から３ヶ月以内かつ最新の原本を提出してください。同日に複数件の申請及び届出をする場合（廃棄物処理法に規定するものに限る）は、原本を１部、その他必要部数は原本の複写物を添付書類として提出いただいて構いません。

## 【　備　　考　】

**備１）「所有権を有することを証する書類」について**

（１）土地又は施設を有することを証する書類

土地の登記簿謄本は、事業場及び駐車場内の全ての地番について添付してください。

（２）所有権を有しない場合

土地や車両を借りている場合には、土地の登記簿謄本又は自動車検査記録事項の所有者から権利関係が繋がるように賃貸借契約書等の写しを提出してください。

**備２）（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する講習会について**

（１）講習会を修了しなければならない者

申請に際しては、以下の方が講習会を修了していることが必要です。

| | |
|---|---|
| 個人の場合 | 「申請者本人」又は「業を行おうとする区域に存する事業場の代表者（政令使用人）」 |
| 法人の場合 | 「代表者」もしくは、「役員（監査役及び社外取締役を除く。）」又は「業を行おうとする区域に存する事業場の代表者（政令使用人）」 |

※政令使用人がいる場合は、委任状や組織図等、権限委任が確認できる書類を提出してください。

（２）修了しなければならない講習会

申請の種類に応じた講習会の種類は次のとおりです。

| 講習会の種類 ＼ 申請の種類 | 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（※１） | |
|---|---|---|
| | 新規（※２） | 更新（※２） |
| 事業範囲変更許可申請 | ○ | ○（※３） |

※１　産業廃棄物収集・運搬に関する講習会又は特別管理産業廃棄物収集・運搬に関する講習会の修了証の写しを添付してください。

※２　新規講習会の修了証の有効期限は５年、更新講習会の修了証の有効期限は２年です。

※３　変更許可申請の場合，現在の許可（新規又は更新許可）を受けた際の講習会受講者が，現在も引き続き代表者、役員（監査役及び社外取締役を除く。）又は政令使用人であれば，有効期限を過ぎた修了証であっても添付することができます。

（３）講習会（全国の講習会の日程等）の問合せ先

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（https://www.jwnet.or.jp/index.html）

TEL ： 03-5275-7115　　FAX ： 03-5275-7116

（４）宮城会場の講習会を申し込む場合の問合せ先

一般社団法人宮城県産業資源循環協会（https://www.miyagisanpai.or.jp/）

仙台市青葉区木町通一丁目 4−15 仙台市交通局本局庁舎 4F

TEL ： 022-290-3810　　FAX ： 022-290-0381

**備３）経理的基礎に関する書類について**

事業を始めて３年未満の方や債務超過等で経理状況が悪化している場合、事業を継続していける経理的基礎を確認するために、追加資料の提出が必要ですので、下記をご参照ください。

（参考）宮城県ホームページ「産業廃棄物収集運搬業の許可における経理的基礎について」

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/syukeiri-index.html

**備４）有価証券報告書による提出書類の代替えついて**

申請者が法人であって、直前の事業年度に係る有価証券報告書を作成している場合は、以下の書類に代えて、当該有価証券報告書を添付することが可能です。

ただし、備３）に該当する場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

① ６ 経理的基礎に関する書類

② ７ 申請者等に関する書類　のうち（１）及び（２）

**備５）住民票について**

住民票には必ず**本籍**を記載してください。なお、マイナンバーは記載しないでください。マイナンバー記載のものを提出された場合は**受理できません**ので、取得する際は十分ご注意ください。

**備６）「精神の機能の障害」の有無の判断について**

申請者等に関し、精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類は以下のとおりです。これらのうち１種類を添付してください。

①成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（法務局発行）

②医師の診断書

③認知症に関する試験結果　等

※添付書類の内容によっては、追加書類を求める場合があります。

**備７）先行許可証の提出による添付書類の一部省略について**

下記の許可証をお持ちの方については、その原本を提示いただくことで、以下の添付書類を省略することができます。

① ７ 申請者等に関する書類　のうち、法人にあっては（３）ア～ウ、個人にあってはア及びイ

② ８ 申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面（第 10 面）

※先行許可証として有効な許可証

| |
|---|
| ○産業廃棄物収集運搬業　○特別管理産業廃棄物収集運搬業<br>○産業廃棄物処分業　○特別管理産業廃棄物処分業　○産業廃棄物処理施設 |

申請日において５年以内に本県または他の都道府県・保健所設置市で、上記の新規許可、更新許可、事業範囲変更許可（処理施設にあっては変更許可）を受けたもの。許可の有効期限内のものであって、許可証に記載されている「６ 許可証の提出の有無」が「無」のものに限ります。

なお、事業範囲変更許可申請をしようとする場合、当該許可に係る許可証を使用できます。

## 2 申請方法

（１）オンライン決済を利用する場合

宮城県産業廃棄物収集運搬業申請フォーム（https://logoform.jp/form/GQGB/910528）から申請し、手数料決済の後、下記のとおり申請書類一式を申請窓口に郵送または持参[注意]してください。

・申請書類は、Ａ４サイズのファイルにとじてご提出ください。

・申請日は発送日ではなく、到着日となります。そのため、申請書（規則様式第六号）への日付は記載しないでください。※誓約書等の添付書類については、書類を作成した日付を記載してください。

〈申請書類のつづり方〉

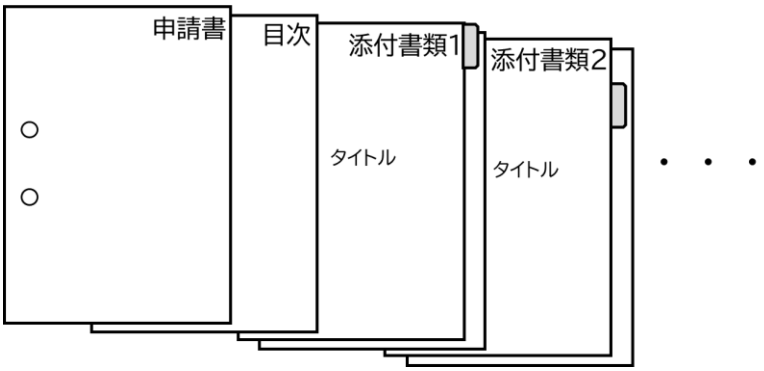


（２）宮城県手数料セルフレジを利用する場合

上記オンライン申請と同様の申請書類に加え、申請手数料分のセルフレジから発行される「レシート（提出用）」を申請窓口に書留郵便で郵送又は持参注意）してください。

（３）申請書の提出にあたっての注意事項

| | |
|---|---|
| 窓口へ持参する場合 | 予約制です。<br>申請窓口に連絡し、**必ず来庁日時を予約してから**お越しください。<br>【持ち物】<br>・申請書一式（正副２部）<br>・手数料（お支払が済んでいない方のみ） |
| 郵送する場合 | **予約不要**です。<br>①申請書副本の返送を希望する場合<br>申請書の副本及び返送用封筒（角２型）またはレターパックを同封してください。<br>※返送先住所・氏名を明記し、必要な料金分の切手を貼付すること。<br><br>②先行許可証を提出される場合<br>先行許可証（原本）及び返送用封筒（角２型）またはレターパックを同封してください。<br>※返送先住所・氏名を明記し、特定記録または簡易書留に必要な料金分の切手を貼付してください。<br>※副本と先行許可証を同じ封筒で返送することも可能です。 |
| 共通 | ①更新申請受付：現行許可の**有効年月日の２ヶ月前から**<br>※申請書類に不備があった場合、提出当日に受理できないことがあります。許可有効期間中に余裕を持って申請してください。<br>※閉庁日は申請書を受け付けできません。閉庁日に届いた申請書は、翌営業日の受け取りとなります。有効期限日が閉庁日と重なる場合などは直前の開庁日までに届くよう余裕をもって発送してください。<br>※申請手数料が不足している場合は受付できません。<br><br>②申請手数料の返還：不許可や申請取下げの場合でも**返還できません**。 |

## ３ 行政書士による代理申請

・行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類作成を業務として行うことは、行政書士法（昭和 26 年 2 月 22 日法律第 4 号）により禁じられています。
・行政書士が代理申請を行う場合は、申請書第１面に職印を押印するとともに、委任状（申請者の押印が必要）を提出してください。

## Ⅲ 審査及び立入検査

・申請書類の提出の際には、提出書類の記入漏れや添付書類の不足の有無等に関して簡単な予備審査を行います。（形式審査）
・受理した申請書類の審査過程で、追加書類の提出を依頼することや、事務所や事業場への立ち入り検査を行うことがあります。

## Ⅳ 許可（許可証交付）

・許可証は、申請書類を受理した窓口にて交付します。
・更新許可を受けた方は、旧許可証を有効期間満了後に窓口に返納して下さい。旧許可証返納後に新許可証を交付します。
・郵送で交付を受けたい方は、窓口に送付先を記入した、特定記録又は簡易書留分の切手を貼付けた角２型封筒かレターパックを提出してください。

## Ⅴ 相談・申請窓口

・申請受付窓口は、申請受付窓口は、所在地等により、下記のとおりです。
・管轄市町村と連絡先は最終ページの許可申請窓口一覧に記載されています。
・宮城県から許可申請時期の到来及び講習会の受講について個別に事業者に連絡することは行いません。

（１）積替え又は保管行為を**行わない**産業廃棄物収集運搬業を行う場合

| | |
|---|---|
| 仙台市又は宮城県外にのみ<br>事務所及び事業場を有する方 | 県庁　廃棄物対策課 |
| 仙台市を除く宮城県内に<br>事務所及び事業場を有する方 | 事業場・事業場所在地を管轄する保健所※ |

※令和８年８月１日より、積替え保管行為を行わない産業廃棄物収集運搬業の申請窓口を段階的に県庁廃棄物対策課に集約します。詳細は本手引きの P. ７（３）で御確認ください。

（２）積替え又は保管行為を**行う**産業廃棄物収集運搬業を行う場合

| | |
|---|---|
| 積替え又は保管施設に<br>常駐者がいる | 積替え又は保管施設所在地を<br>管轄する保健所※ |
| 積替え又は保管施設に<br>常駐者がいる | 積替え又は保管行為を除く場合に準ずる |

※積替え保管施設とは別に仙台市を除く宮城県内に本社を有する場合は、 本社所在地を管轄する保健所へ提出

（３）積替え保管を行わない産業廃棄物収集運搬業の申請窓口の集約化について

・令和８年８月より、積替え保管を行わない産業廃棄物収集運搬業の一部（下記の表のとおり）の許可申請を県庁廃棄物対策課で受付します。

・令和８年１０月から、積替え保管を行わない産業廃棄物収集運搬業の全ての許可申請及び届出を県庁廃棄物対策課で受付します。

【重要】以下の事業者については、申請窓口に変更はありません。

・**仙台市内及び県外事業者は、従来どおり、県庁廃棄物対策課へ提出してください。**

・**積替え保管を行う収集運搬事業者は、従来どおり、所管保健所へ提出してください。**

・以下のスケジュールに沿って窓口を段階的に集約化します。

積替え保管を行わない産業廃棄物収集運搬業の手続き別の提出窓口（仙台市を除く県内事業者）

<table>
<tr><th>提出時期<br>提出書類</th><th>～令和８年７月</th><th>８月～９月</th><th>令和８年１０月～</th></tr>
<tr><td>新規許可申請<br>事業範囲変更許可申請</td><td>所管保健所</td><td colspan="2">県庁廃棄物対策課</td></tr>
<tr><td>更新許可申請</td><td colspan="2">所管保健所<br>（許可有効期限が令和８年９月３０日まで）</td><td>県庁廃棄物対策課<br>（許可有効期限が令和８年１０月１日以降）</td></tr>
<tr><td>変更（廃止）届出</td><td colspan="2">所管保健所</td><td>県庁廃棄物対策課</td></tr>
</table>

## Ⅵ　特別管理産業廃棄物の種類

申請書の「事業の範囲」欄の記入については、１～８については直接記入し、９については別紙の表を用いて記載してください。

１．廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類）
２．廃酸（水素イオン濃度指数（pH）2.0 以下のもの）
３．廃アルカリ（水素イオン濃度指数（pH）12.5 以下のもの）
４．感染性産業廃棄物
５．廃ＰＣＢ、ＰＣＢ汚染物、ＰＣＢ処理物
６．廃水銀等
７．指定下水汚泥
８．廃石綿等
９．廃ＰＣＢ等、廃石綿等を除く特定有害産業廃棄物

| 有害物質名＼廃棄物名 | 燃え殻 | 汚泥 | 廃油 | 廃酸 | 廃アルカリ | 鉱さい | ばいじん |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水銀又はその化合物 | － | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ |
| カドミウム | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 鉛 | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 有機燐化合物 | － | ○ | － | ○ | ○ | － | － |
| 六価クロム化合物 | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 砒素又はその化合物 | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ |
| シアン化合物 | － | ○ | － | ○ | ○ | － | － |
| ＰＣＢ | － | ○ | － | ○ | ○ | － | － |
| トリクロロエチレン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| テトラクロロエチレン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| ジクロロメタン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| 四塩化炭素 | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| １、２－ジクロロエチレン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| １、１－ジクロロエチレン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| シス－１、２－ジクロロエチレン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| １、１、１－トリクロロエタン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| １、１、２－トリクロロエタン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| １、３－ジクロロプロペン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| チラウム | － | ○ | － | ○ | ○ | － | － |
| シマジン | － | ○ | － | ○ | ○ | － | － |
| チオベンカルブ | － | ○ | － | ○ | ○ | － | － |
| ベンゼン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| セレン又はその化合物 | ○ | ○ | － | ○ | ○ | ○ | ○ |
| １、４－ジオキサン | | ○ | ○ | ○ | ○ | － | ○ |
| ダイオキシン類 | ○ | ○ | － | ○ | ○ | － | ○ |

規則様式第十六号（第十条の二十二関係）

特別管理産業廃棄物処理業の
事業範囲変更許可申請書

年　　月　　日

郵送の場合は未記入で提出

宮城県知事　〇〇〇〇　殿

法人の場合：登記簿上の本店、商号等
個人の場合：住民票の住所、氏名等

申請者
住　所　〒９８０－８５７０
宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番１号
氏　名　株式会社宮城軒
代表取締役　宮城　太郎
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　０２２－２１１－〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の５第１項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

| | |
|---|---|
| 許可の年月日及び許可番号 | 〇〇年〇〇月〇〇日　　第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号 |
| 収集運搬業・処分業の区分 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 |
| 許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。） | ・所持している許可証に記載されている特別管理産業廃棄物の種類に、新たに許可を得たい産業廃棄物の種類を加えて記入<br>・積替え保管行為の有無を記入<br>・また「別表」も記入すること。 |
| 変更の内容 | 廃水銀等の追加 |
| 変更理由 | 事業拡大のため |
| 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。） | ・ペール缶　１０個<br>新たに許可を得たい特別管理産業廃棄物の種類に対応できる車両や運搬容器の種類と数量等を記入 |
| 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 | |
| ※　事務処理欄 | |

別表

| 根拠法令 | | 特別管理産業廃棄物 | 取扱 |
|---|---|---|---|
| 令２の４第１号 | | 廃油(産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類) | × |
| 令２の４第２号 | | 廃酸(水素イオン濃度指数(pH)２．０以下のもの) | ○ |
| 令２の４第３号 | | 廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)１２．５以上のもの) | × |
| 令２の４第４号 | | 感染性産業廃棄物 | × |
| 令２の４第５号 | | 特定有害産業廃棄物 | |
| | イ | 廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等 | × |
| | ロ | ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物 | × |
| | ハ | ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物 | × |
| | ニ | 廃水銀等 | × |
| | ホ | 指定下水汚泥 | × |
| | ト | 廃石綿等 | ○ |

令２の４第５号 ト

| 有害物質名＼廃棄物名 | 燃え殻 | 汚泥 | 廃油 | 廃酸 | 廃アルカリ | 鉱さい | ばいじん |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水銀又はその化合物 | － | × | － | ○ | × | × | × |
| カドミウム又はその化合物 | × | × | － | ○ | × | × | × |
| 鉛又はその化合物 | × | × | － | ○ | × | × | × |
| 有機燐化合物 | － | × | － | ○ | × | － | － |
| 六価クロム化合物 | × | × | － | ○ | × | × | × |
| 砒素又はその化合物 | × | × | － | ○ | × | × | × |
| シアン化合物 | － | × | － | ○ | × | － | － |
| ・チ～ル | | | | | | | － |
| | | | | | | | － |
| | | | | | | | － |
| ジクロロメタン | － | × | × | ○ | × | － | － |
| 四塩化炭素 | － | × | × | ○ | × | － | － |
| １、２－ジクロロエタン | － | × | × | ○ | × | － | － |
| １、１－ジクロロエチレン | － | × | × | ○ | × | － | － |
| シス－１、２－ジクロロエチレン | － | × | × | ○ | × | － | － |
| １、１、１－トリクロロエタン | － | × | × | ○ | × | － | － |
| １、１、２－トリクロロエタン | － | × | × | ○ | × | － | － |
| １、３－ジクロロプロペン | － | × | × | ○ | × | － | － |
| チウラム | － | × | － | ○ | × | － | － |
| シマジン | － | × | － | ○ | × | － | － |
| チオベンカルブ | － | × | － | ○ | × | － | － |
| ベンゼン | － | × | × | ○ | × | － | － |
| セレン又はその化合物 | × | × | － | ○ | × | × | × |
| １、４－ジオキサン | － | × | × | × | × | － | × |
| ダイオキシン類 | × | × | － | × | × | － | × |

取り扱うもの「○」積替え保管を含むもの「◎」取り扱わないもの「×」
空白がないよう、すべての欄に記入してください。

| | | |
|---|---|---|
| 令２の４第６号 | ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの) | × |
| 令２の４第７号 | ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却でﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の基準に適合しないもの) | × |
| 令２の４第８号 | 汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの) | × |
| 令２の４第９号 | ばいじん(輸入廃棄物) | × |
| 令２の４第 10 号 | 燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの) | × |
| 令２の４第 11 号 | 汚泥（輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの） | × |

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
※○：取り扱うもの　◎：積替え又は保管行為を含むもの　×：取り扱わないもの

| 既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日) | 都道府県・市名 | 許可番号(申請中の場合には、申請年月日) |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

取得済み及び申請中の産業廃棄物処理業の許可をすべて記入（宮城県許可も含む）

申請者(個人である場合)

| (ふりがな)<br>氏　　名 | 生　年　月　日 | 本　　籍<br>住　　所 |
|---|---|---|
| | | |

個人：住民票のとおり記入

(法人である場合)

| (ふ　り　が　な)<br>名　　称 | 住　　所 |
|---|---|
| かぶしきがいしゃみやぎけん<br>株式会社宮城軒 | 宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番１号 |

法人：登記事項証明書のとおり記入

法定代理人(申請者が法第１４条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合)

（個人である場合）

| (ふりがな)<br>氏　　名 | 生　年　月　日 | 本　　籍<br>住　　所 |
|---|---|---|
| | | |

（法人である場合）

| (ふ　り　が　な)<br>名　　称 | 住　　所 |
|---|---|
| | |

役員（法定代理人が法人である場合）

| (ふりがな)<br>氏　　名 | 生　年　月　日<br>役職名・呼称 | 本　　籍<br>住　　所 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |

役員(申請者が法人である場合)

| (ふりがな)<br>氏　　名 | 生　年　月　日<br>役職名・呼称 | 本　　籍<br>住　　所 |
|---|---|---|
| みやぎ　たろう<br>宮城　太郎 | 昭和40年1月1日<br>代表取締役 | 宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番<br>宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番〇号 |
| みやぎ　じろう<br>宮城　二郎 | 昭和50年2月2日<br>取締役 | 宮城県石巻市穀町〇番〇号<br>同　上 |
| みやぎ　はなこ<br>宮城　花子 | 昭和60年3月3日<br>監査役 | 宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番<br>宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番〇号 |
| | | |
| | | |
| | | |

法人の場合、「役員」の氏名・生年月日・本籍・住所等を住民票の記載どおりに記入
※先行許可制度を利用する場合は、特に間違いのないよう御注意ください。

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

| 発行済株式の総数 | １、０００　株 | 出資の額 | １、０００万円 |
|---|---|---|---|

| (ふりがな)<br>氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額<br>割　　合 | 本　　籍<br>住　　所 |
|---|---|---|---|
| みやぎ　たろう<br>宮城　太郎 | 昭和38年1月1日 | ５００株<br>５０％ | 宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番<br>宮城県仙台市青葉区本町〇丁目〇番〇号 |
| みやぎ　じろう<br>宮城　二郎 | 昭和50年2月2日 | ５０株<br>５％ | 宮城県石巻市穀町〇番〇号<br>同　上 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

すべての５パーセント以上の株主及び出資者を記入
※５パーセント未満の方の記入は必要ありません

令第６条の１０に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

| (ふりがな)<br>氏　　名 | 生年月日<br>役職名・呼称 | 本　　籍<br>住　　所 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

※該当者がいる場合記入してください。
　政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者
１　本店又は支店（商人以外のものにあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
２　継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

備考
１　※欄は記入しないこと。
２　「法定代理人」の欄から「令第６条の１０に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
３　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
４　都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

事業計画の概要

１．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

①　事業の概要

・主に、〇〇大学から出る廃水銀等を収集し中間処理場へ運搬する。

・主に、宮城県内の建設現場から出る廃石綿等を収集し、最終処分場に運搬する。

②　営業範囲

宮城県、岩手県、山形県、北海道

あくまでも一例です。実際の申請者の事業計画について記入してください。

２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

| | (特別管理)産業廃棄物の　種　類 | 運搬量(t/月又はm³/月) | 性　状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 廃水銀等 | 〇t/月 | 液状 | 〇〇大学<br>宮城県〇〇〇 | なし | (株)〇〇〇〇<br>北海道〇〇〇 |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

**第１面から第７面は、新たに許可を得たい産業廃棄物の種類に関する部分のみを記入し、添付してください。**

備考　取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

３．運搬施設の概要
(1) 運搬車両一覧

| | 車体の形状 | 自動車登録番号<br>又は車両番号 | 最大積載量<br>(kg) | 所有者又は使用者 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 脱着装置付コンテナ専用車 | 仙台　100<br>あ　〇〇－〇〇 | 3、800 | 株式会社宮城軒 | |
| 2 | キャブオーバー | 仙台　100<br>い　〇〇－〇〇 | 8、000 | 株式会社宮城軒 | |
| 3 | 吸引車 | 宮城　800<br>う　〇〇－〇〇 | 5、000 | 〇〇株式会社 | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |

※船舶は車両の欄を流用して記載してください。

| | |
|---|---|
| 事務所の所在地 | 仙台市青葉区本町３丁目８番１号<br>※付近の見取図を添付すること。 |
| 駐車場の所在地 | 地番　仙台市青葉区上杉〇丁目△番、□番<br>住所　仙台市青葉区上杉〇丁目〇番地〇号<br>※付近の見取図、場内の配置図を添付すること。 |

申請書と同様に記入

(2) その他の運搬施設の概要

| 運搬容器等の名称 | 用　途 | 容　量 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| ペール缶 | 廃水銀等 | 〇㎥ | １０個 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

申請書に記載した容器について、詳細な用途や容量、数量を記入

(3) 積替施設又は保管施設の概要

①所在地
宮城県〇〇

②保管する産業廃棄物の種類及び保管数量
廃酸　〇〇㎥

積み替え保管を行わない場合は、「該当なし」と記入

※　構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

４．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

（１）車両毎の用途
①脱着装置付コンテナ専用車
廃石綿等
②キャブオーバー
廃酸、廃石綿等、廃水銀等
③吸引車
廃酸

（２）収集運搬業務を行う時間
〇時～〇時（休憩　〇時間）

（３）休業日
日曜、祝祭日、年末年始（〇月〇日～〇月〇日）

申請者の実際の事業計画について記入すること

従業員数の内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

| 申請者又は申請者の登記上の役員 | 政令第６条の10で準用する第４条の７に規定する使用人 | 相談役、顧問等申請者の登記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合　　計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３人 | １人 | ０人 | １人 | ５人 | ３人 | ０人 | １３人 |

５．環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

（１）運搬に際し講ずる措置

・飛散・流出防止のため、ポリ容器はロープ等で固定し、荷台にはシートがけを行う。
・廃石綿等は専用袋に入れ、他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区分して収集運搬する。

特別管理産業廃棄物の収集運搬基準に従って、飛散・流出・悪臭等で生活環境に影響を与えることがないように講ずる措置を具体的に記入

（２）積替施設又は保管施設において講ずる措置

保管場所は、作業のないときは門扉を閉め、施錠して第三者が立ち入れないようにする。
積替え作業を行う際には、飛散・流出しないよう散水し、周りに人がいないことを確認した上で慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。

（２）は積替え保管を行う場合のみ記入

（第６面）

# 運搬車両の写真

| 自動車登録番号又は車両番号 | 仙台１００あ　〇〇－〇〇 |
|---|---|
| 前面写真 | 注意事項<br>・車両の前面（真正面）を撮影すること。<br>・ナンバープレートが確認できること。 |
| 側面写真 | 注意事項<br>・車両の側面（真横）を撮影すること。<br>・名称等の車体の表示が確認できること<br>（既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。<br>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。）<br><br>撮影　〇〇年〇〇月〇〇日 |

（第７面）

運搬容器等の写真

| 運搬容器等の名称 | ペール缶 | 用途 | 廃水銀等 |
|---|---|---|---|

注意事項
・容器等の全体が写るように撮影すること。
・カタログ等の写真ではなく、所有している現物を撮影すること。

| 撮影 | ○○年○○月○○日 |
|---|---|

| 運搬容器等の名称 | 廃石綿専用袋 | 用途 | 廃石綿等 |
|---|---|---|---|

注意事項
・容器等の全体が写るように撮影すること。
・カタログ等の写真ではなく、所有している現物を撮影すること。

| 撮影 | ○○年○○月○○日 |
|---|---|

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

| 内訳 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 事業の開始に要する資金の総額 | | ２５、０００ |
| | 土地 | 購入費　５、０００ |
| | 事務所１ | 造成費　２、５００　　建設費　５、０００ |
| | 事務所２ | 造成費　１、５００　　建設費　３、０００ |
| | 収集運搬車両 | 購入費　２、０００ |
| | 積替保管施設 | 造成費　２、０００　　建設費　４、０００ |
| | | |
| | | |
| 調達方法 | 自己資金 | ５、０００ |
| | 借入金 | ２０、０００ |
| | ○×銀行 | ２０、０００ |
| | | |
| | | |
| | その他 | |
| | 増資 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

申請する事業について新たに資金が必要となる場合は、
その資金の内訳について記入
新たな資金の必要がない場合も、必要ない旨を記入

備考　内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

# 資 産 に 関 す る 調 書（個人用）

〇〇年〇〇月〇〇日現在

| 資産の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
|---|---|---|---|
| 現金預金 | 〇×銀行定期預金 | | ３、０００ |
| 有価証券 | （株）〇×の株式 | １、０００株 | |
| 未収入金 | | | |
| 売 掛 金 | | | |
| 受取手形 | | | |
| 土　　地 | 自宅宅地<br>駐車場土地 | １１０㎡ | ２０、０００ |
| 建　　物 | 自宅 | １棟 | １２、０００ |
| 備　　品 | | | |
| 車　　両 | ダンプ | １台 | ３、０００ |
| そ の 他 | | | |
| | | | |
| 資　　産　　計 | | | ３８、１００ |
| 負債の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 | 〇×銀行 | | １９、０００ |
| 短期借入金 | △△銀行 | | ５００ |
| 未 払 金 | | | |
| 預 り 金 | | | |
| 前 受 金 | | | |
| 買 掛 金 | | | |
| 支払手形 | | | |
| そ の 他 | | | |
| | | | |
| 負　　債　　計 | | | １９、５００ |

個人事業主のみ提出するものであり、法人の申請者は必要ありません。

（第 10 面）

# 誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第５項第２号イからへに該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

書類を作成した日付を記載してください。

宮 城 県 知 事　　様

申請者
住所　宮城県仙台市本町３丁目８番１号

氏名　株式会社宮城軒
代表取締役　宮城　太郎
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

# ◎宮城県産業廃棄物許可申請窓口一覧

| 担　当　公　所 | 郵便番号・住　所 | 電　話 | 所　管　区　域 |
|---|---|---|---|
| 仙南保健所<br>(仙南保健福祉事務所)<br>環境衛生部環境廃棄物班 | 989-1243<br>大河原町字南 129-1<br>(大河原合同庁舎内) | 0224-53-3118 | 白石市、角田市、蔵王町、<br>七ヶ宿町、大河原町、<br>村田町、柴田町、川崎町、<br>丸森町 |
| 塩釜保健所<br>(仙台保健福祉事務所)<br>環境衛生部環境廃棄物班 | 985-0003<br>塩竈市北浜 4-8-15 | 022-363-5501 | 塩竈市、多賀城市、<br>富谷市、松島町、<br>七ヶ浜町、利府町、<br>大和町、大郷町、大衡村 |
| 塩釜保健所岩沼支所<br>(仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所)<br>環境廃棄物班 | 989-2432<br>岩沼市中央 3-1-18 | 0223-22-6295 | 名取市、岩沼市、亘理町、<br>山元町 |
| 大崎保健所<br>(北部保健福祉事務所)<br>環境衛生部環境廃棄物班 | 989-6117<br>大崎市古川旭 4-1-1<br>(大崎合同庁舎内) | 0229-91-0711 | 栗原市、大崎市、色麻町、<br>加美町、涌谷町、美里町 |
| 石巻保健所<br>(東部保健福祉事務所)<br>環境衛生部環境廃棄物班 | 986-0850<br>石巻市あゆみ野 5-7<br>(石巻合同庁舎内) | 0225-95-1447 | 石巻市、登米市、<br>東松島市、女川町 |
| 気仙沼保健所<br>(気仙沼保健福祉事務所)<br>環境衛生部環境廃棄物班 | 988-0066<br>気仙沼市東新城 3-3-3 | 0226-22-5127 | 気仙沼市、南三陸町 |
| 環境生活部<br>廃棄物対策課施設班 | 980-8570<br>仙台市青葉区本町 3-8-1<br>(行政庁舎13階) | 022-211-2648 | 仙台市(積替え保管無し)、<br>宮城県外 |

◎仙台市内の行政担当機関

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 事業係 022-214-8235 施設係 022-214-8236
仙台市青葉区二日町6－12 二日町第二仮庁舎2階

◎産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

【実施機関】(公財)日本産業廃棄物処理振興センター
TEL 03-5275-7115 FAX 03-5275-7116
【受付機関】(一社)宮城県産業資源循環協会(宮城会場のみ)
宮城県仙台市青葉区木町通1－4－15 仙台市交通局本局庁舎4F
TEL:022-290-3810 FAX:022-290-0381